

令和 9 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項 目 名		沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく観光地形成促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。		
	【特例措置の内容】 投資税額控除		
	・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が 1,000 万円超の場合、一定割合（機械・装置の取得価額の 15%、建物・附属設備・構築物の取得価額の 8%）を法人税額から控除。		
	・法人税額の 20%限度（繰越税額控除 4 年）、取得価額の上限 20 億円。		
	・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。		
	・対象施設（各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定）		
	①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設（宿泊施設に附属する温泉保養施設を含む）、④集会施設（宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む）、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。		
	＜内閣府及び国土交通省との共同要望＞		
	【関係条文】 沖縄振興特別措置法第 8 条 租税特別措置法第 42 条の 9 租税特別措置法施行令第 27 条の 9 租税特別措置法施行規則第 20 条の 4		
	平年度の減収見込額		- 百万円
	（制度自体の減収額）		（ ▲ 0 百万円）
	（改正増減収額）		（ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を通じて、観光収入向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は依然全国最下位となっている。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、観光産業は、沖縄の優位性を発揮できる重要産業であり、観光産業の振興を図ることは沖縄振興策として極めて重要である。 そこで、県内外企業の観光関連施設への投資意欲を高め、観光関連施設の高付加価値化を図ることで、観光収入を更に伸ばし、もって一人当たり県民所得の向上につなげるため、本特例措置を講ずる。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置の活用により、設備投資を促し、特定民間観光関連施設(※)の高付加価値化が図られることによって、観光収入の増加へとつなげる。 (※)本特例措置の対象施設となる観光関連施設 ○ 達成目標 ・観光収入 令和11年度観光収入：1兆3,328億円 ・本特例措置活用事業者の付加価値額増加額 令和11年度：8億206万円 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 令和11年度：30億3,811万円 (算出方法) 令和5年度の一人当たり県民所得（231万5千円）（実績）と「令和13年度に一人当たり県民所得291万円」という値を基に、令和11年度に必要な一人当たり県民所得を276万1千円と推計（必要な年平均増加額：7.4万円）。 令和11年度に一人当たり県民所得276万1千円を達成するために必要な令和11年度の観光収入の目標を1兆3,328億円と設定。 これを基に、令和11年度の観光収入の目標額を達成するために必要な本特例措置を活用したことによる令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額を8億206万円と設定。 以上により、令和11年度の本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額の目標を達成するために必要な令和11年度の投資額の目標を30億3,811万円と設定。 ○ 測定指標 ・観光収入額 ・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額 ・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額 ○ 達成目標の変更理由 従前の達成目標は、①特定民間観光関連施設への累計投資額及び②民間観光関連施設数を設定していた。

			今回要望では、令和４年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて、更に具体的に本特例措置の効果測定を検証するため、政策目的として「一人当たり県民所得」を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目標を変更した。				
			(参考) ・従前の達成目標：①特定民間観光関連施設への設備投資累計額 ②特定民間観光関連施設数				
	租税特別措置の適用又は延長期間	３年間（令和９年４月１日から令和１２年３月３１日）					
	同上の期間中の達成目標	○ 達成目標 ・観光収入					
		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度	
観光収入		１兆１,６０６億円		１兆２,４５３億円		１兆３,３２８億円	
・本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額							
		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度	
	付加価値額増加額	７億４,９６６万円		７億７,５８６万円		８億２０６万円	
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額					
		令和９年度		令和１０年度		令和１１年度	
設備投資額		２８億３,９６３万円		２９億３,８８８万円		３０億３,８１１万円	
	政策目標の達成状況	○過去の達成状況					
		・観光収入					
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
観光収入		２,４８５億円	２,９２４億円	７,０１３億円	８,５０７億円	９,８２１億円	１兆７４７億円
【沖縄県調査】							
		・本特例措置活用事業者の付加価値増加額					
		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
付加価値増加額		０円	８４４万円	４,９８０万円	—		
		※令和７年度の数値は未確定 【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】					
		・本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額					
		令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度		
設備投資額	０円	８億３,１９２万円	１億６８０万円	５１８億６,２７６万円			
		【主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づく】					

有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度以降、平年度で約31億円の設備投資、約8億円の付加価値額の増加が見込まれる。 ※①設備投資額の令和6年度及び令和7年度実績の平均値と②付加価値額増加額の令和6年度実績及び令和7年度の見込みの平均値を基に、令和9年度以降も令和7年度の適用件数見込み（11件）が継続するものと仮定して算出 【令和6年度及び7年度の主務大臣確認時の申請書情報及び実施状況報告書に基づき推計】※令和7年度の例外的な大規模投資案件の設備投資額及び付加価値増加額は計算から除外。					
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	○ 今後の達成見込み ・ 本特例措置活用事業者の特定民間観光関連施設の設備投資額					
		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		設備投資額		約31億円		約31億円	
・ 本特例措置活用事業者の付加価値額の増加額							
		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	付加価値額増加額	8億2,652万円		8億2,652万円		8億2,652万円	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除並びに不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—					
	要望の措置の妥当性	政策目的である「一人当たり県民所得の向上」を図るため、観光関連施設への設備投資を促し、観光産業の高付加価値化を目指すことを目標としており、企業に対して効果的にインセンティブを与え、新たな設備投資を促進し、産業（観光施設）の高付加価値化を促進する手段としては、対象や時期を限定した補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことが出来る特例措置が的確な手段である。 また、本特例措置は沖縄の目指す観光地の形成に資すると判断される場合に、対象施設に限定して措置を講じていることから、無差別に適用されることなく必要最小限の措置となっている。					
税制の特例措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	○過去3年間の適用実績 (単位：件、百万円)					
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額

		<table><tr><td>投資税額控除</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td><td>11</td><td>4,149</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】 ※令和7年度の件数及び金額は主務大臣確認時の申請書情報に基づく推計 (設備投資額に一律8%の税額控除で計算)	投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149														
投資税額控除	0	0	2	13	11	4,149																	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	○令和4年度～6年度の適用実態調査結果 (適用件数、適用額) (単位：件、百万円) <table><tr><td></td><td colspan="2">令和4年度</td><td colspan="2">令和5年度</td><td colspan="2">令和6年度</td></tr><tr><td></td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td><td>件数</td><td>金額</td></tr><tr><td>投資税額控除</td><td>2</td><td>18</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>13</td></tr></table> 【財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」】		令和4年度		令和5年度		令和6年度			件数	金額	件数	金額	件数	金額	投資税額控除	2	18	0	0	2	13
	令和4年度		令和5年度		令和6年度																		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																	
投資税額控除	2	18	0	0	2	13																	
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	令和7年度から令和8年度までの間に本特例措置を活用した特定民間観光関連施設の設備累計投資額は約524億円(※1)と目標を達成し、加えて令和8年度の特定民間観光関連施設数も309施設(※2)と目標を達成しており、本特例措置を通じて魅力ある観光関連施設の整備を促進し、国内外からの観光客来訪の促進に資する観光地の形成に繋がった。 (※1) ①令和7年度 ・適用件数：10件 ・適用事業者による設備投資累計額：<u>518億62百万円</u> ②令和8年度(令和8年6月12日時点実績) ・適用件数：2件 ・適用事業者による設備累計投資額：<u>5億32百万円</u> <u>①+②=523億94百万円</u> 【沖縄県調査及び主務大臣確認時の申請書情報を基に算出】 (※2) (民間観光関連施設の考え方) 観光客の多様なニーズに応えることのできる民間観光関連施設(特定民間観光関連施設と宿泊施設)の設置数とする。 ①特定民間観光関連施設数(令和8年6月12日時点実績)：<u>42施設</u> ※25(H24～R5の適用施設)+3(R6)+10(R7)+4(R8現在)=42 ②宿泊施設(令和6年12月時点実績)：<u>267施設</u> <u>①+②=309施設</u> 【沖縄県調査を基に算出】																					
	前回要望時の達成目標	○ 特定民間観光関連施設への累計投資額の増加 ・ 令和7年度から令和8年度までの間の特定民間観光関連施設への設備投資累計額：31億18百万円 <算出方法> 平成24年度から令和5年度までの設備投資額累計額：17,146百万円 年平均設備投資額=17,146百万円÷11年=1,559百万円/年 ※令和元年度は取得価額が不明なため除く 1,559百万円×2年(R7・R8)=31億18百万円 【沖縄県調査を基に算出】 ○ 民間観光関連施設の設置数 ・ 令和8年度民間観光関連施設数：304施設 <算出方法>																					

		特定民間観光関連施設については、令和6年度以降に4施設/年の適用を目標とする。 宿泊施設については、滞在日数の延伸等に寄与できる会議場や結婚式場などが併設されるリゾートホテル、シティホテルの11施設/年の新設を目標とする。 R5 R8 施設数 259施設 ⇒ 304施設 (+45施設) 【沖縄県調査を基に算出】
	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	○ 従前の達成目標の実現状況 設定した目標について上記のとおり達成している。
これまでの 要 望 経 緯	平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和 平成29年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設から9施設を除外（野球場、陸上競技場、蹴球場、スキー場、体育館、釣り場、遊漁船等利用施設、遊覧船発着場及び図書館） 令和元年度 2年間延長 令和3年度 1年間延長 令和4年度 3年間延長（県知事認定・主務大臣の確認制度導入、対象となる特定民間観光施設の見直し） 令和7年度 2年間延長（対象施設（国際健康管理・増進施設）の一部除外、適用期間の見直し）	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに観光収入額、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナ禍の影響で落ち込んでいた観光産業は回復傾向にはあったものの、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、観光産業の高付加価値化を通じて観光収入向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。